

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会第7回委員会 会議録対照表

頁	修正前 内 容	修正後 内 容
22頁22 ～26行 目	<p>質問委員の言われる、<u>土壤汚染調査については、当該工事区域が自然由来ではあるが、鉱山跡地であることから、工事区域全域を対象に、30mメッシュや10mメッシュでの調査や、掘削深さまでの鉛直調査も行って、その結果は既に公表されています。そして、掘削・埋め戻しを行う場合は炭酸カルシウムを混和して不要化処理を施し、埋め立て基準を超える高濃度の汚染土は、フェニックスへ搬出することになっています。従って、この103坑道工区も、坑道の土砂は採取分析していないかも知れないが、調査の一環として、分析されて、安全性は確認されている。</u></p> <p><u>よって、再度の土壤汚染調査は、必要なく、今回の文化財調査で十分かと思えます。</u></p>	<p><u>工事区域について、土壤汚染の調査は土壤汚染対策法に準じた形で、掘削する地点について、あるいは埋め戻す地点についてはすべてやっておりますね。基準を超えているところについては搬出もするという形の対応もしておりますが、今回の103間歩については掘削して除去してしまうという区域ではないわけですから、そういった全体的な視点から言うと、土壤汚染含有調査をする対象には当たらないのではないかと思います。</u></p>

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会第7回委員会 会議録対照表

頁	修正前 内 容	修正後 内 容
26頁17 ～25行 目	<p>質問委員の言われるように、本保全委員会では、調査が科学的に行われ、理論的な検討がなされる必要があることについては同感であり、必要な原則です。</p> <p>工事区域の下流に地域の水源：一庫ダムを擁していることから、水質汚濁や土壤汚染調査は重要であり、当該工事区域が自然由来の鉱山跡地にあり、土壤汚染対策法が適用されないが、同法に基づき、30mメッシュ調査や10mメッシュ調査もされ、103間歩区域においてもその調査が終わっていることは、先程の、事務局職員の説明からも明らかで、調査結果も対策も公表されており、今回、土壤汚染調査の追加は必要ないと考えます。103間歩は、幅40cm高さ70cm、抗口より約4m程度の奥行きと いう小規模なものであり、その下流には沈砂池・貯留槽、濁水処理機があり、直接下流に流 れることはありません。</p> <p>一方、本年1月10日開催の第4回保全委員会開催時には、濁水処理機の下流、ダム管理用道路下に、奥行き100m程度の102間歩や、奥行き4mの101間歩の議題が、本件同様の間歩の文化財調査結果として報告され、質問委員ご自身も出席され、了承された 経緯があります。</p> <p>この101・102間歩の方が、規模も比較にならないくらい大きく、田尻川の直近上流 であり、貯留槽・濁水処理機はないが、当日、調査に当たられた村上委員から『坑内には深さ20～30cmの深さで滞水があり、抗口に少量の水が流出していた。滞水はPH8.1で、金属の溶出はない。私が舐めても、大丈夫だった』との報告を受けて、本委員会としても承した経緯がございます。</p> <p>本件103間歩の調査についても、この101・102調査との一貫性のある調査が必要であり、前述101・102調査結果から見ても、土壤汚染調査は、別枠の土壤汚染調査で既に終了し、対策工事も別の視点で実施されているのであるので、本件103間歩については、原案のとおり文化財調査で十分であると考えます。</p> <p>場当たりの、103間歩について指摘されるのであれば、一貫性や科学的根拠をもって、9ヶ月前の1月10日の第4回保全委員会でも、厳しく追及されるべきであったのではないのでしょうか。</p>	<p>ただいまの意見ですけれども、今回の103間歩ですけれども、ことしの1月10日に同じように101間歩と102間歩について同様の調査結果が報告されました。この場合は、102間歩については延長100メートル以上ありまして、また縄手橋というんですか、田尻川に近いところでもありました。こういった部分については、土壌汚染調査をどういった区域にするかについては先ほど事務局からありましたけれども、切り土の掘削区域についてはすべてやるという一定の基準に基づいて調査を終えておるわけですから、今回は別の視点で文化財としての調査をしたということですから、新たに見つかった間歩をすべてをやるということでしたら、ことしの1月10日の2ヶ所の間歩についてももっと鋭い指摘をしていただくべきであったのではないかなと思います。</p>